令和６年１２月６日

３年生保護者の皆様

松江市立皆美が丘女子高等学校
校　長　　多　々　納　雄　二

令和７年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化に係る情報提供について

寒冷の候　保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素より本校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、６月６日に「令和７年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について（お知らせ）」という文書をお配りいたしましたが、このたび文部科学省より、島根県教育庁を通して、この制度の現状の整理等について新たに案内がありました。

裏面に参考資料を添付していますので、詳細につきましては裏面右下の QR コードより、文部科学省のホームページをご確認ください。

【本件に関する問い合わせ先】
ヒューマンライツ部
担当　樋野 範子
Tel　0852-39-0216

【7月8日更新版】

高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から要件が変更になります。

支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！

具体的な要件　※★はこれまでから変更となる要件（変更内容については裏面参照）

警告（支援は継続）となる要件

・出席率が8割以下
　⇒半期15回の授業のうち**欠席が3回以上**

・修得単位数が7割以下★
　⇒**単位数が、**
　1年生・・・・**21単位以下**
　2年生・・・・**43単位以下**
　3年生・・・・**65単位以下**
　4年生・・・・**86単位以下**
　（卒業に必要な単位数が124単位の場合）

・GPA（成績評価）が、
　所属する学部等の**下位4分の1**

廃止（支援打切り）となる要件

・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定

・出席率が6割以下★
　⇒半期15回の授業のうち**欠席が6回以上**

・修得単位数が6割以下★
　⇒**単位数が、**
　1年生・・・・**18単位以下**
　2年生・・・・**37単位以下**
　3年生・・・・**55単位以下**
　4年生・・・・**74単位以下**
　（卒業に必要な単位数が124単位の場合）

・警告要件に2回連続で該当
　※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
　支援打切りではなく、次の判定まで支給停止

ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援が受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打切り等にはなりません！

別添4

【7月8日更新版】

令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ

警告（支援は継続）となる要件

・出席率が8割以下【変更なし】
　⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上

・修得単位数が**6⇒7**割以下★
　⇒**単位数が、**
　1年生・・・・**18⇒21単位以下**
　2年生・・・・**37⇒43単位以下**
　3年生・・・・**55⇒65単位以下**
　4年生・・・・**74⇒86単位以下**
　（卒業に必要な単位数が124単位の場合）

・GPA（成績評価）が
　所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

廃止（支援打切り）となる要件

・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】

・出席率が**5⇒6**割以下★
　⇒半期15回の授業のうち**欠席が8⇒6回以上**

・修得単位数が**5⇒6**割以下★
　⇒**単位数が、**
　1年生・・・・**15⇒18単位以下**
　2年生・・・・**31⇒37単位以下**
　3年生・・・・**46⇒55単位以下**
　4年生・・・・**62⇒74単位以下**
　（卒業に必要な単位数が124単位の場合）

・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
　※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
　支援打切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。

本制度の詳細についてはHPもご覧ください！